

令和3年度第33回士別市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和4年1月27日（木）11時～12時

会場：庁議来賓室

出席者 市長、副市長、教育長、市立病院副院長、総務部長、市民自治部長、健康福祉部長、経済部長
建設水道部長、生涯学習部長、社会教育課長、学校教育課学務係、市立病院経営管理部長（欠席）、
消防長、企画課長、財政課長、総務課長
保健福祉センター所長、同副長

協議事項

1. 北海道の「まん延防止等重点措置」について

(1) 内容確認

資料1により確認

- ・ 第32回本部会議で確認した内容と変更なく、措置区域は全道域
- ・ 措置期間 1月27日(木)～2月20日(日)
- ・ 飲食店等に対する協力金について、金額が示された。

(2) 周知について（市民・飲食店等）

- ・ 資料2について、市ホームページ等で周知する。
- ・ 資料3については、昨日、経済部で飲食店を回り周知を行った。

(3) 学校や児童施設等、病院における感染対策について（別途通知あり）

- ・ 教育委員会にきている通知で、同居の家族にかぜ症状がある場合は出席停止の措置をとるよう示されている。これに準じた取扱いを児童館・保育園でも行う。

(4) 上記に従事又は保護者となる職員の取扱いについて

- ・ 上記感染対策により、子の面倒を他の人がみることができず、職員本人が見る必要がある場合は職務専念義務免除として取り扱う。
- ・ 発熱、鼻水、咳など感染を疑う症状がある場合は出勤を控え発熱外来に相談し、発熱外来でも感染が疑われた場合には、結果が判明するまで職務専念義務免除として取り扱う。
- ・ 学校では、かぜ症状がある場合は在宅勤務にする取扱い

2. 保健所業務（積極的疫学調査）の重点化にかかる対応について

(1) 内容確認

- ・ 資料4、資料5をもとに内容確認
- ・ 陽性者の同居家族等と重症化リスクの高い施設（医療機関、介護福祉施設等）は今後も保健所が調査を行い濃厚接触者として行政検査・対応を行うが、陽性者の知人・友人・職場については道が示す資料に基づき本人・職場管理者等が感染の可能性の有無を判断し、対応することになる。

- ・ これまで保健所が実施してきた拡大検査は行われたい。検査を希望する場合は自費検査になる。
- (2) 業務継続に向けた職員への行動自粛要請について
- ・ 道のまん延防止等重点措置に概要に基づき、飲食は4人以内。黙食の徹底。課内職員との飲食を控える。
 - ・ 休憩中や食後歯磨きの際など、マスクを外した状態での会話を控える事を再度周知徹底。
 - ・ 市職員で陽性者が出た場合は、道が示す「接触者のリストアップと対応方法【事業所編】」に則り接触者のリストアップを課単位で行い、症状がある職員は受診し検査を受ける、症状がない職員は10日間の外出自粛と健康観察を行う。各部課で行ったリストアップ結果は総務課に報告する。
 - ・ 消防職員については、寝具の共有や業務において寝泊まりもある事から、市職員とは別の取扱いで行う。
- (3) その他
- ・ 市ホームページで保健所業務の重点化について周知。新聞社の協力も得る。

3. その他